

資料 9

独立行政法人整理合理化計画(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)に基づき講じた措置等の状況について

＜独立行政法人整理合理化計画における国立公文書館関係の記述＞

事務及び事業の見直し

【民間委託の推進】

- 公文書等の保存・管理に係るデータ入力・作成、システム保守等の業務について、民間委託を推進し、効率化を図る。

組織の見直し

【組織体制の整備】

- 公文書制度の充実を図る観点から、諸外国の国立公文書館の実情に関する調査等も踏まえつつ、体制等の在り方について検討する。

運営の効率化及び自律化

【自己収入の増大】

- 公文書等の活用により自己収入増大の方策を検討し、平成 20 年度内に結論を得る。

＜講じた措置等の状況＞

【民間委託の推進】

公文書等の保存・管理に係るデータ入力・作成、システム保守等の業務については、平成 20 年度においても一般競争入札を実施し、効率化を図った。

また平成 20 年度からは、随意契約見直し計画に基づき、順次一般競争入札等に移行することとするなど、更なる民間委託の推進に取り組んでいるところである。

【組織体制の整備】

平成 20 年 1 月 18 日の施政方針演説にて、福田総理から「国立公文書館制度の拡充を含め、公文書の保存に向けた体制を整備します」との表明があり、公文書管理担当大臣の下、12 回にわたり「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」を開催。同年 11 月に出された最終報告においては、適切な公文書管理に向けて、法制整備を行うことや、公文書管理担当機関が新たに果たすべき役割等の提言がなされた。

これを踏まえ、政府においては「公文書等の管理に関する法律」案を立案し、3 月 3 日に閣議決定された。その後法案は、議員修正が加えられた上で、衆参両院で可決成立し、7 月 1 日に公布された。本法には、内閣総理大臣及び国立公文書館の機能強化についても多く盛り込まれているところである。

【自己収入の増大】

国立公文書館においては、これまで、公文書等のうちから視覚的に興味を引きそうな絵図や文書など魅力あるものを選定して絵はがき等に加工・販売するなど、自己収入増大のための努力をしてきているところであるが、平成19年度からはポストカードブック、平成20年度からは一筆箋、といった新たな商品を作成し、自己収入の増大に努めているところである。